

安全衛生表彰規程

昭和 41 年 9 月 1 日制定

昭和 46 年 10 月 1 日改正

昭和 48 年 7 月 1 日改正

昭和 54 年 9 月 1 日改正

平成 13 年 6 月 11 日改正

平成 26 年 6 月 1 日改正

(表彰の種類)

第 1 条 会長は、陸上貨物運送事業における労働災害防止に著しく貢献した事業場、団体及び個人についてこの規程に基づき表彰を行う。

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 事業場賞（優良賞、進歩賞）
- 二 団体賞
- 三 個人賞（功労賞、功績賞）

(事業場賞)

第 3 条 事業場賞は、次のとおりとする。

- 優良賞 安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる事業場に対する表彰とする。
- 進歩賞 安全成績及び労働衛生管理が前項の基準に達しないが、安全活動を熱心に実施し、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場に対する表彰とする。

(団体賞)

第 4 条 団体賞は、労働災害防止活動を活発に推進し、地域の関係事業場の安全・衛生水準の向上に顕著な功績のあった団体等に対する表彰とする。

(個人賞)

第 5 条 個人賞は、次のとおりとする。

- 功労賞 長年にわたり、陸上貨物運送事業の労働災害防止活動に尽くし、安全衛生水準の向上に著しく功労があった者に対する表彰とする。
- 功績賞 労働災害防止活動を活発に実践し、当該地区若しくは関係事業場の安全衛生水準の向上に功績があった者、又は陸上貨物運送事業における労働災害の防止に効果のある発明若しくは考案をした者に対する表彰とする。

(表彰の推薦)

第 6 条 表彰は、それぞれの所属する支部の推薦に基づき、表彰審査委員会の審査を経るものとする。ただし、特に本部が必要と認めた者及び支部の表彰については、支部の推薦を要しないものとする。

(他の表彰との関係)

第 7 条 労働災害防止に関し、内閣総理大臣又は厚生労働大臣より表彰を受けた者については、この規程による表彰は、これを行わない。

2 この規程により表彰を受けた者については、重ねて同一の表彰を行わない。

第 8 条 内閣総理大臣又は厚生労働大臣がその年度において表彰した者に対しては、会長がこれを顕彰する。

(表彰基準等)

第 9 条 この規程による表彰基準並びに表彰審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

安全衛生表彰運用方針

平成 30 年 6 月 25 日制定

1 規程第 3 条について

- (1) 優良賞は、下記(2)の各号のいずれにもおおむね該当し、その成績が特に良好で、かつ原則として進歩賞を受賞後 3 年以上経過した事業場であること。
- (2) 進歩賞は、次の各号のいずれにもおおむね該当する事業場であること。
 - ア 次に掲げる安全衛生管理組織（注 1 参照）が整備されて有効に運営され、かつ、労使が協力して安全衛生活動を積極的に進めていること
 - ① 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会を設置し、かつ、安全管理者及び衛生管理者を選任していること
 - ② 常時 100 人以上の労働者を使用する事業場においては、上記のほか、総括安全衛生管理者を選任していること
 - ③ 10 人以上 50 人未満の事業場においては、安全衛生推進者を選任していること
 - ④ 各事業場に、当該作業に必要な作業主任者及び作業指揮者を置いていること
 - イ 最近 2 年間における休業 1 日以上災害度数率が全国平均値より低率で、かつ、それ以前の 2 年間より減少していること
 - ウ 最近 2 年間において死亡災害がないこと

2 規程第 4 条について

- 団体賞は、次の各号のいずれにもおおむね該当する団体であること。
 - ア 当該団体の運営が、効果的に行われていること
 - イ 具体的な労働災害防止計画が樹立され、団体としての安全衛生活動が活発に行われていること

3 規程第 5 条について

- (1) 功労賞は、次のいずれかにおおむね該当するものであること。
 - ア 10 年以上にわたり、都道府県単位の地域で、労働災害防止活動を積極的に推進し、具体的な実績を挙げる功労を残していること。
 - イ 功績賞を受賞した者で、5 年以上にわたり、都道府県単位の地域で、労働災害防止活動を積極的に推進し、具体的な実績を挙げる功労を残していること。
- (2) 功績賞は、次のいずれかにおおむね該当するものであること。
 - ア 5 年以上にわたり、分会単位の地域で、労働災害防止活動を推進し、具体的な功績を挙げた者であること
 - イ 10 年以上にわたり、支部における教育・講習の講師等として、安全衛生水準の向上に特に功績があったこと
 - ウ 労働災害の防止に効果ある発明又は考案をしたこと

優良フォークリフト等運転者表彰規程

昭和56年8月1日制定

平成22年6月1日改正

平成30年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員事業場に勤務するフォークリフト、フォークローダー又はショベルローダー（以下「フォークリフト等」という。）の運転者であって、永年にわたり安全運転及び安全作業に努め、他の運転者の模範となる者を表彰し、もってフォークリフト等の作業の安全を確保し、労働災害防止活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者であって、フォークリフト等の運転者として10年以上同一事業場又は関係事業場に勤務し、勤務成績が良好で他の運転者の模範となるものの中から行う。

- ① 安全関係法令を遵守し、フォークリフト等の安全運転及び安全作業に努めている者
- ② 過去5年間にわたり、自己の責任に基づくフォークリフト等による事故を起こしていない者
- ③ その他、表彰するにふさわしい者

2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項中「10年以上」とあるのは、「5年以上」と読み替えるものとする。

- ① フォークリフト荷役技能検定試験合格者
- ② 都道府県支部で開催するフォークリフト運転競技大会（学科及び運転競技を実施するものに限る。）において、上位に入賞した者

(表彰)

第3条 表彰は、協会会長が行い、賞状及び副賞を贈る。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。

(表彰対象者の推薦)

第5条 表彰対象者の推薦は、都道府県支部長が会長あて、別紙フォークリフト等優良運転者一覧（様式1）及びフォークリフト等優良運転者推薦書（様式2）に参考資料を添えて、内申するものとする。

(表彰対象者の選考)

第6条 表彰対象者の選考は、会長の指名した選考委員会において行う。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和56年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。(第2条の改正)

附則

この規程は、平成30年6月25日から施行する。(第2条の改正)

優良フォークリフト等運転者表彰運用方針

昭和 56 年 8 月 1 日制定

平成 22 年 6 月 1 日改正

平成 30 年 6 月 25 日改正

1 規程第 1 条について

- (1) 職種は、フォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転者であること。
- (2) 永年にわたる勤続とは、同一の職種で、同一の事業場又は関係事業場に勤務し、その期間が 10 年（規程第 2 条第 2 項に該当する者は 5 年）以上であること。
- (3) 勤続期間中職種が変更した場合にあっては、上記 3 職種間の移動であれば、同一の職種とみなすものであること。

2 規程第 2 条について

- (1) 第 1 項の「他の運転者の模範となる」については、特に部内外及び同僚間の融和、信望も考慮されるものであること。
- (2) 第 1 項第 3 号に掲げる者である場合は、その旨を明らかにすることのできる調書及び参考資料を添付すること。
- (3) 第 2 項第 2 号の「上位に入賞した者」とは、3 位以内が入賞者であること。なお、同大会における各競技の成績を添付すること。

3 規程第 4 条について

- (1) 定期の表彰は、例年の全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の実施日を表彰日とすること。
- (2) 表彰は、各支部長が被表彰者に対して、伝達授与するものであること。
- (3) 表彰に値する者が退職又は死亡したときは、その日に遡って表彰することができるものであること。

4 その他

- (1) 貨物自動車の運転者であって、貨物の積卸しのためフォークリフト等を運転する者については、その頻度が高い者を対象とするものであること。
- (2) この規程により表彰を受けた者については重ねて同一の表彰を行わない。